省　令

○国土交通省令第七十六号

道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第三十五条の二第二項の規定に基づき、道路法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十月二十八日

国土交通大臣　石井　啓一

道路法施行規則の一部を改正する省令

道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条の五に次の一号を加える。

四　橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構若しくは鉄道事業者の鉄道又は軌道経営者の新設軌道とが立体交差する場合における当該鉄道又は当該新設軌道の上の道路の部分の計画的な維持及び修繕が図られるよう、あらかじめ独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、当該鉄道事業者又は当該軌道経営者との協議により、当該道路の部分の維持又は修繕の方法を定めておくこと。

附　則

この省令は、平成二十八年十二月一日から施行する。